

平成30年11月12日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 平成30年11月12日 午後3時00分
第一委員会室
- 2 閉会日時 平成30年11月12日 午後3時23分
- 3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	篠崎 正信	安武 昇
宮本 重和	青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児
原 月江	高原多恵子	阿部 茂典	渋谷 健一
渡 健一郎	安武 正一	青柳 茂	井上 英二

(2)欠席者(なし)

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	藤本耕次郎
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

- 議案第1号 農地法第3条(委員会)
- 議案第2号 農地法第5条(知事)
- 議案第3号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)
- 議案第4号 非農地証明願(委員会)

午後3時00分開会

○事務局長() 皆さん、こんにちは。現地確認、大変お疲れさまでございました。

それでは、平成30年11月期定例農業委員会を開催させていただきます。

まず、開催に当たりまして、本日の出席委員は20名であり、全員でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会

議は成立していることをまずは御報告をさせていただきます。

続きまして、議長の指名でございますが、古賀市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、会長が議長を務めていただきますことから、以降の進行につきましては、■■会長よろしくお願いたします。

○議長（■■■■君） こんにちは。

先日の研修会、大変御苦労さまでございました。また、きょうの視察も大変寒い中、寒くなった中してもらい、ありがとうございます。特別あれはありませんので、処理書式変わって、何かややこしくなったような気がしますけど、一応、平成30年11月期の農業定例委員会を開催いたします。よろしくお願いたします。

○議長（■■■■君） 本日の議事録署名人は、安武昇委員と宮本委員さん、2人でお願いたします。

○議長（■■■■君） では、座らせてもらいます。

では、議事に入らせてもらいます。

議案第1号農地法第3条、申請番号11の17、事務局、お願いたします。

〔議案朗読〕

○係（■■■■君） それでは、議案第1号農地法第3条、番号11の17について御説明させていただきます。

議案書の1ページをごらんください。

今回の申請は、申請人が申請地を親子間の生前贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

まずは、申請人の御説明をさせていただきます。

譲受人の年齢は47歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。

農業従事年数は、約15年ほど伺っております。

現在の農業経営状況は、水稻及び野菜を作付していらっしゃいます。

譲受人の所有の農機具等でございますが、トラクター、軽自動車を各1台、草刈り機を2台所有していらっしゃいます。

続きまして、今回の申請地の位置図を御説明させていただきます。議案書の2ページをごらんください。

まず、今回の申請地のうち、新原字■■■■の4筆につきましては、県道筑紫野古賀線、新原南口交差点の東側に位置します4筆、色塗りと点を打っている部分でございます。

また、今回の申請地のうち、字■■■■の3筆につきましては、2ページに記載の新原南口交差点の北東に位置します、こちらにお示しております■■■■番■■■■から■■■■番■■■■の3筆となっております。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、現在は田として水稻を作付していらっしゃいますが、今後も同様に水稻を作付していきたいとのごことでございます。

また、今回の申請地につきましては、1ページの備考に記載のとおり、全て市街化調整区域内となっております。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は、1万5,482m²で、今回は同一世帯内の贈与のため、耕作面積に増減はございません。よって、耕作面積は同様に1万5,482m²でございますことから、50a要件を満たしております。

あわせて、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(■■■■君) ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら。何かないですか。この案件についても、親子間の相続ということで何も問題ないと思いますので、賛否をとらせてもらいますけど、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(■■■■君) では、申請番号11の17に関して賛成されます方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長(■■■■君) 全員賛成。ありがとうございます。

○議長(■■■■君) 続きまして、議案第2号農地法第5条、申請番号11の12、事務局説明、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係(■■■■) それでは、議案第2号農地法第5条、番号11の12について御説明をいたします。

今回の申請のありました農地につきましては、こちら議案書3ページに記載の農地となっております、登記簿、現況ともに畑が1筆、面積は462m²でございます。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、自己用住宅に転用するという内容でございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の4ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、籬内にごございます大根川にかかる蔵園橋の北西に位置します斜線部1筆でございます。

なお、今回の申請地につきましては、市街化調整区域となっております。

次に、農地区分の御説明をいたします。

申請地の西側、北側、東側は、全て他地目による分断、南側につきましては、河川による分断があり、こちら農地1筆の広がりとなっております。10ha未満であることから、第2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の5ページをごらんください。

こちらには、今回の自己用住宅建築に関する図面が示されておるところでございます。

まず、乗入口に関しましては、こちら給排水計画図には図示されておりませんが、B-B'断面の線が入っている部分、こちらのほうに玄関門扉をつけますので、こちらのほうから乗り入れをする計画となっております。

北側には既設ブロックがございますが、南側、西側、東側の境界には、それぞれコンクリートブロックをつく計画となっております。

それでは、雨水・雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、建屋の周囲に雨水枡を設け、南側、ちょうど電柱と書いておるところでございますが、こちらのほうに雨水枡を設けまして、南側の道路側溝から最終的に大根川へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係について、御説明させていただきます。

汚水及び雑排水につきましては、敷地内に新設する汚水管を通じ、南側道路に既設の下水管が通っておりますので、こちらのほうへ排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の6ページをごらんください。

こちらにA-A'断面、B-B'断面をそれぞれ示しておるところでございます。今回は、雨水排水の水勾配を設けるため、A-A'断面、B-B'断面においてそれぞれ最大20cmの盛土をする計画となっております。

なお、今回は切土については発生いたしません。

最後に、地元水利承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は、無条件承諾ということで、平成30年10月24日付の承諾書の提出がござい

す。

あわせて、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら。どうぞ。

○委員（3番 君） 君の区域委員の 君です。

10月24日に 君の開発委員会を開きまして、一応何ら問題ないということで、水利関係につきましても問題ないということで一応印鑑をつきましたので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かございましたら。

ここは、事務局、横に水路と里道があります。この辺の確定ははっきりしておるのでしょうか。事務局。

○係（ ） ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

今回、全て測量しておりますので、里道及水路の部分を取り込んでいることはございません。今回の申請地の現況図が提出されておりますので、こちらの中で全て測量が終わっていることが示されておるところでございます。

以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。自宅が全部周りが住宅ということで、特別問題はないと思いますが、何もなければ採決とりたいと思いますが、よろございますでしょうか。特に農業委員さんの方、お願いします。

それでは、議案第2号、番号11の12に対して賛成されます方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手13名/13名]

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、議案第3号基盤強化法第19条について、番号11の12、事務局、説明をお願いいたします。済みません、32から35まで、事務局、説明をお願いいたします。

[議案朗読]

○農政係（ ） 御説明いたします。

議案第3号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

今回、新規で3件、利用権設定の申し出と、1件、中間管理事業の農地売買事業の申し出がっております。

それでは、まず利用権設定の新規申し出について御説明いたします。7ページをごらんください。

申請番号11の32、所在、久保ヒンドウ、地番、 の 、登記簿地目、現況地目ともに田、面積、542m²、同地地番283の1、登記簿地目、現況地目ともに田、面積、674m²、合計2筆、1,216m²、貸付人、借受人については記載のとおりとなっております。平成30年11月14日から平成31年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号11の33、所在、谷山柳原、地番、 、登記簿地目、現況地目ともに田、面積、671m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。平成30年11月14日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、8ページ、申請番号11の34、所在、筵内荒木、地番、 の 、登記簿地目、現況地目ともに田、面積、780m²、当地地番、 の 、登記簿地目、現況地目ともに田、面積、766m²、当地地番、 の 、登記簿地目、現況地目ともに田、面積、348m²、合計3筆、1,894m²、貸付人、借受人については記載のとおりとなっております。平成30年11月14日から平成31年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、9ページ、申請番号11の35、こちらの案件につきましては、中間管理事業の農地売買事業となっております。申請番号11の35、所在、新原柴原、地番 の 、登記簿地目、現況地目ともに田、面積、767m²、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。

以上、新規の利用権設定については、全て区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、申請受理しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら。

何もなければ採決とりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、農業委員さんの方、議案第3号、基盤強化法第19条の申請番号11の32から11の35まで、賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君）　続きます。議案第4号非農地証明願について、事務局説明、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ）　それでは、議案第4号非農地証明願、番号5について御説明いたします。

今回の申請は、農地法第2条に定める農地であるか否かを当委員会に決定していただくための議案上程となっております。

まず、申請人及び申請地について、簡単に御説明をさせていただきます。

番号5の申請人及び所有者につきましては、記載のとおりとなっております。

今回の申請地は、筵内の字川原の 番、地目、台帳、畑、現況、宅地、面積、155m²となっております。

では、今回の申請の非農地証明に至る経緯につきまして御説明をさせていただきます。

議案書11ページの位置図をごらんいただきながら御説明させていただきたいと思っております。

今回の申請地には、申請者が所有する居宅があり、明治時代より宅地として利用されておりました。申請者は、相続により当該地を取得いたしました。今回、申請地の住宅の建てかえを検討しており、その際に当該地で農地であるということがわかりました。

課税につきましては、相続前から宅地として課税されていたことから、そのまま気づかず現在の状況に至っておりました。

また、市で現存しております昭和19年の航空写真を確認したところ、既に宅地として利用しており、農地法が施行される昭和27年より前に宅地として利用されていたことがわかります。

それでは、位置図の御説明をいたします。先ほど現地確認をしていただきましたとおり、筵内にあります鷺白橋交差点の北西に位置します、地図上にお示ししております1筆となっております。

次に、交付基準について御説明をさせていただきます。議案書の12ページから13ページをごらんください。こちらに記載しております非農地証明適用検討内容一覧表をごらんいただきながら、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、項目の1につきましては、住宅等の敷地として利用され、建築後おおむね20年以上経過していることとございますが、こちらにつきましては、明治14年より宅地として利用されており、20年以上経過していることから、「適」としております。

2番の住宅等の進入道路、その他生活上必要不可欠な道路敷きとして利用され、おおむね20年以上経過しているものとございますが、こちらについても1番と同様に「適」としております。

3番につきましては、市街化区域内農地ではございませんので、「検討外」としております。

4番、農地法第51条の規定による違反転用処分または農業委員会から違反転用の指導を受けておりませんので、「適」としております。

5番につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内の土地ではございませんので、「適」としております。

6番につきましては、農業生産力の高い農地で土地改良事業の対象農地ではございませんので、「適」としております。

7番につきましては、農業施設等の圃場対象農地ではございませんので、「適」としております。

8番、集団性のある優良農地内ではございませんので、「適」としております。

9番につきましては、自然災害による被災土地ではございませんので、「検討外」としております。

10番、おおむね20年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であり、農地行政上特に支障がないと認められる土地であると判断できることから、「適」としております。

11番、農地法第30条第3項の規定による農業委員会から指導を受けておりませんので、「適」としております。

12番、他の法令等との調整の見込みがございますことから、「適」としております。

13番、全各号に定めるもののほか農業委員会が特に必要と認めたものがございませんことから、「検討外」としております。

次に、地元における現地確認書について御説明をさせていただきますが、平成30年10月11日付で、農区長さん及び区域委員の署名捺印をいただいております。

また、地目変更後の申請地の利用方法といたしましては、地目を宅地に変更し、娘に所有権を移転し、宅地として利用したいとのことでございます。

最後に、今回の非農地証明願の提出に当たり、申請者より顛末書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

〔朗読〕

○係（ ） 平成30年10月5日付で今回の申請者よりこちらの顛末書が出されております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。

○委員（3番 ■■■■■ 君） ■■■■■ の区域委員の ■■■■■ でございます。

10月11日に農区長と私とで現地を確認いたしましたので、もう昔から家が建っているということと何ら問題ないということで印鑑をつきましたので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（■■■■■ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。これもかなり古い案件でございますので、別に特別問題ないと思えますので、採決とりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■■ 君） では、議案第4号非農地証明願、番号5について賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（■■■■■ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

これもちまして議案審議を終わります。

どうもお疲れさまでした。

午後3時23分閉会
